

第78期 定時株主総会 招集ご通知



2024年6月25日（火曜日）

日時

午前10時（受付開始予定：午前9時）



場所

大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号

リーガロイヤルホテル

3階 光琳の間

◎郵送またはインターネット等による議決権行使期限

2024年6月24日（月曜日）午後5時まで

ご出席の株主さまへのお土産、休憩室および
飲料のご用意はございません。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。

<https://p.sokai.jp/2810/>



※株主総会資料の電子提供制度が導入されましたが、本定時株主総会の招集ご通知は、株主さまの利便性の観点から、書面交付請求の有無に関わらず、書面交付請求をされた株主さまに送付する交付書面を一律にお送りしております。

株主のみなさまへ

株主のみなさまには、平素より格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第78期定時株主総会を開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

ハウス食品グループ本社株式会社

代表取締役社長 浦上博史



グループ理念・グループメッセージ

食を通じて人とつながり、
笑顔ある暮らしを共につくる
グッドパートナーをめざします。

食でつなぐ、人と笑顔を。



2024年6月3日
(電子提供措置の開始日 2024年5月28日)

株主各位

大阪府東大阪市御厨栄町1丁目5番7号
ハウス食品グループ本社株式会社
代表取締役社長 浦上博史

第78期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社第78期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

- ・当社ウェブサイト

https://housefoods-group.com/ir/stock/meeting_notice.html



- ・東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）（※）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席されない場合は、郵送またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、4ページから6ページの記載に従って、2024年6月24日（月曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

（※）銘柄名（ハウス食品グループ本社）または証券コード（2810）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

記

1. 日 時 2024年6月25日（火曜日）午前10時
2. 場 所 大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号 リーガロイヤルホテル 3階 光琳の間
3. 目的事項 報告事項 1.第78期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2.第78期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）計算書類報告の件

決議事項 <会社提案（第1号議案から第4号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

<株主提案（第5号議案および第6号議案）>

- 第5号議案 自己株式取得の件
- 第6号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

株主提案（第5号議案および第6号議案）に係る議案の要領は、22ページから26ページまでに記載のとおりであります。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、ご出席の状況により別会場をご案内させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ◎本定時株主総会においては、書面交付請求の有無に関わらず、書面交付請求をされた株主さまに送付する交付書面を一律でお送りしております。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をされた株主さまに対して送付する書面には記載しておりません。なお、会計監査人および監査等委員会は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- 事業報告
- ・企業集団の現況に関する事項（主要な事業内容、主要な事業所等、従業員の状況、主要な借入先および借入額）
 - ・会社の新株予約権等に関する事項
 - ・会社役員に関する事項（責任限定契約の内容の概要、役員等賠償責任保険契約に関する事項）
 - ・会計監査人の状況
 - ・業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要
- 連結計算書類
- ・連結株主資本等変動計算書、連結注記表
- 計算書類
- ・株主資本等変動計算書、個別注記表
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、電子提供措置をとっている各ウェブサイトにおいて、修正が生じた旨、修正前および修正後の事項を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、行使くださいますようお願い申し上げます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時

2024年6月25日（火曜日）
午前10時

（受付開始予定：午前9時）



郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
なお、各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案につきましては「賛」、株主提案につきましては「否」の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

スマートフォン、パソコン等の端末から「議決権行使ウェブサイト」にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は「インターネット等による議決権行使について」をご参照ください。

行使期限

2024年6月24日（月曜日）
午後5時受付分まで

- ◎郵送とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ◎インターネット等に関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- ◎インターネット等のご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

郵送による議決権行使について

<議決権行使にあたってのご注意>

本定時株主総会におきましては、1名の株主さまより議案のご提案をいただいたため、議案には

● **会社提案** (当社取締役会から提案させていただく議案) と ● **株主提案** (株主1名からご提案された議案) がございます。

■ 議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書

株主番号 議決権行使別数

ハウス食品グループ本社株式会社

私は、2024年6月25日開催の貴社第78期定時株主総会（継続会または延会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権を行使します。
2024年6月 日

各議案につき賛否の表示をされない場合は、会社提案については「賛」、株主提案については「否」の表示が有効と見做されます。ハウス食品グループ本社株式会社

会社提案				
議案	第1号議案	第2号議案 (TOMU (TOMU))	第3号議案	第4号議案
賛否表示欄	賛	賛		賛
	否	否		否

(ご注意)
株主提案について、当社取締役会は反対しております。
第5号議案以下につき、当社取締役会意見に賛成の場合は「否」に○印
株主提案に賛成の場合は「賛」に○印
でご表示ください。

株主提案	
第5号議案	第6号議案
賛	賛
否	否

お願い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年6月24日午後5時までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合、下のQRコードをスマートフォンで読み取るか、裏面記載のウェブサイトへアクセスし2024年6月24日午後5時までに行使してください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

インターネットと書面両方で議決権行使された場合は、インターネットを有効とします。株主総会にご出席の際は、この用紙の右片を切り離さずにそのまま会場受付にご提出ください。

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト
ログインQRコード

ハウス食品グループ本社株式会社

各議案の賛否をご表示ください。

・賛成の場合、**賛**の欄に○印をお示しください。・反対の場合、**否**の欄に○印をお示しください。

当社取締役会は「株主提案のいずれにも反対」しております。

当会社提案・当社取締役会意見に**ご賛同いただける**場合は右図のようにお示しください。

会社提案				
議案	第1号議案	第2号議案 (TOMU (TOMU))	第3号議案	第4号議案
賛否表示欄	賛	賛		賛
	否	否		否

株主提案	
第5号議案	第6号議案
賛	賛
否	否

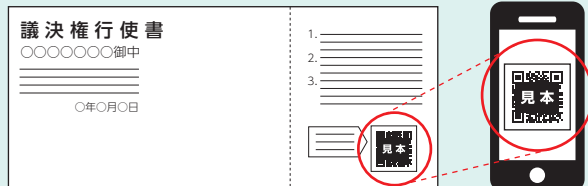
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

インターネット等による議決権行使について

QRコードを読み取る方法「スマート行使[®]」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使[®]」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

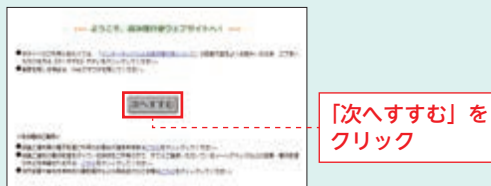
三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

インターネット等による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。

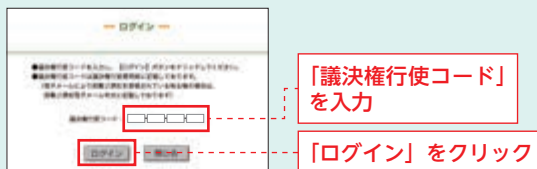
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

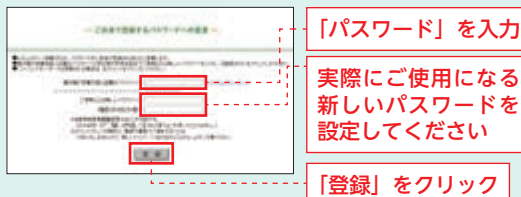
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

 **0120-652-031**

受付時間：午前9時～午後9時

機関投資家のみなさまへ

あらかじめお申し込みされた場合に限り、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。



インターネットによるライブ配信のご案内

ご自宅などから株主総会の模様をご覧いただけるよう、インターネットによるライブ配信を行います。

1 配信日時

2024年6月25日（火曜日）午前10時から

※視聴用ウェブサイトは、開会予定時刻30分前に開設予定です。

2 ご視聴方法

パソコン、スマートフォン等にて次のURLを直接ご入力いただくか、QRコードを読み取る方法により視聴用ウェブサイトへのアクセス後、画面の案内に従い、「ID」（議決権行使書用紙に記載の株主番号…9桁の半角数字）および「パスワード」（議決権行使書用紙に記載の郵便番号…ハイフンを除く7桁の半角数字）のご入力をお願いいたします。

「ID」「パスワード」は、議決権行使書用紙を投函する前に必ずお手元にお控えください。

ライブ配信用
ウェブサイトURL

<https://2810.ksoukai.jp>



3 ご視聴に関する留意事項

- (1)ライブ配信をご視聴の株主さまは、会社法上の株主総会出席とはならず、当日の議決権行使やご質問を承ることはできません。事前に議決権を行使くださいますようお願いいたします。
- (2)ご視聴は、株主さま本人のみに限定させていただきます。
- (3)ライブ配信の撮影・録画・保存およびSNS等での公開等は、固くお断りいたします。
- (4)インターネットの通信環境により、映像および音声の乱れ、配信中断等の不具合が生じる場合があります。
- (5)やむを得ない事情によりライブ配信を中止する場合は、当社ウェブサイト（<https://housefoods-group.com/ir/>）にてお知らせいたします。
- (6)インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主さまのご負担となります。
- (7)インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご視聴いただけない場合があります。

4 株主総会へご出席される株主さまへのご案内

ライブ配信用の会場の撮影につきましては、株主さまのプライバシー等に配慮し、スクリーン映像および役員席付近のみといたしますが、やむを得ずご出席の株主さまが映り込む場合がございますので、ご了承ください。

【ID・パスワードに関するお問い合わせ先】

三井住友信託銀行株式会社  0120-782-041

（受付時間：午前9時～午後5時 土日祝日除く。）

《会社提案（第1号議案から第4号議案まで）》

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社グループは、株主のみなさまへの利益還元を経営の重要課題の一つと位置づけ、グループの収益力向上と財務体質の強化に努めるとともに、連結業績や事業計画などを総合的に勘案しながら、企業結合に伴い発生する特別損益やのれん償却の影響を除く連結配当性向30%以上を基準とした安定的な配当を継続することを、利益配分の基本方針としております。

当期は退職給付制度改定による一時的な特別利益が発生しておりますが、安定的な配当の継続を考慮し、第78期の期末配当につきましては、前期より1円増配し、1株につき24円とさせていただきます。

1. 配当財産の種類

金銭

2. 配当財産の割当てに関する事項
およびその総額

当社普通株式1株につき 金24円
総額 2,325,115,680円

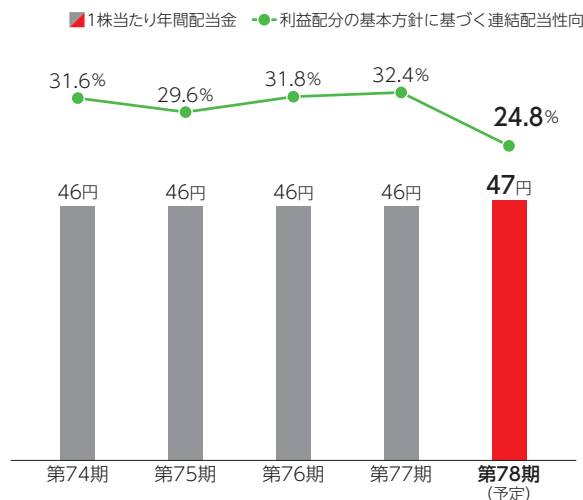
これにより、中間配当23円を加えた年間配当は、1株につき47円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月26日

(ご参考)

1株当たり年間配当金・利益配分の基本方針に基づく連結配当性向の推移



- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。)等を第76期の期首から適用しており、第75期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
2. 第78期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第77期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた後の数値となっております。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、当社の監査等委員会は、全ての候補者について妥当であると判断しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位および担当	重要な兼職	2024年3月期の取締役会出席状況
1	浦上博史 <small>うら かみ ひろ し</small> 再任	代表取締役社長 経営戦略部担当	全日本カレー工業協同組合 副理事長 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 会長 株式会社HKL 代表取締役社長 ハウス興産株式会社 専務取締役	14回中14回
2	大澤善行 <small>おお さわ よし ゆき</small> 再任	代表取締役専務 管理本部長兼秘書部担当	—	14回中14回
3	川崎浩太郎 <small>かわ さき こう たろう</small> 再任	常務取締役	ハウス食品株式会社 代表取締役社長	14回中14回
4	宮奥美行 <small>みや おく よし ゆき</small> 再任	取締役 国際事業本部長	—	14回中14回
5	山口竜巳 <small>やま ぐち たつ み</small> 再任	取締役 研究開発本部長兼品質保証統括部・新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当	—	14回中14回
6	佐久間 淳 <small>さくま あつし</small> 再任	取締役 コーポレートコミュニケーション本部長兼デジタル戦略本部・国内関係会社事業推進部担当	株式会社壱番屋 取締役	10回中10回
7	岡本雄一 <small>おか もと ゆう いち</small> 新任	経営役 スパイスバリューチェーン調達・生産戦略本部長	株式会社ヴォークス・トレーディング 取締役	—

再任 再任取締役候補者

新任 新任取締役候補者

候補者
番号

1

うらかみ ひろし

浦上 博史

1965年8月16日生（満58歳）

再任



所有する
当社の株式の数
1,045,154株

取締役会出席率
(出席状況)
100%
(14回/14回)

【略歴、地位、担当】

- 1991年 9月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行） 入行
- 1997年 5月 同行退行
- 1997年 7月 当社入社
- 2002年 6月 当社取締役
- 2004年 6月 当社代表取締役
- 2004年 7月 当社代表取締役副社長
- 2009年 4月 当社代表取締役社長（現任）
- 2016年 4月 当社経営企画部担当
- 2024年 4月 当社経営戦略部担当（現任）

【重要な兼職の状況】

- 全日本カラー工業協同組合 副理事長
- 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 会長
- 株式会社HKL 代表取締役社長
- ハウス興産株式会社 専務取締役

【取締役候補者とした理由】

浦上博史氏は、当社代表取締役社長として、当社およびグループを統括しており、豊富な経験に基づき、当社グループの経営の中核である中期経営計画の策定を指揮し、計画の遂行に強いリーダーシップを発揮しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

2

おおさわ よしゆき

大澤 善行

1959年6月23日生（満64歳）

再任



所有する
当社の株式の数
8,758株

取締役会出席率
(出席状況)
100%
(14回/14回)

【略歴、地位、担当】

- 1982年 4月 当社入社
- 2014年 4月 当社経営役人事部長
- 2016年 4月 当社経営役人材開発部長
- 2018年 4月 当社経営役総務部・法務部・秘書部・人材開発部・ダイバーシティ推進部担当
- 2018年 6月 当社取締役
- 2018年 6月 当社総務部・法務部・秘書部・人材開発部・ダイバーシティ推進部担当
- 2020年 4月 当社総務部・法務部・秘書部・人材開発部・ダイバーシティ推進部・コンプライアンス・リスク管理部担当
- 2021年 4月 当社常務取締役
当社管理本部長兼秘書部担当（現任）
- 2023年 4月 当社専務取締役
- 2024年 4月 当社代表取締役専務（現任）

【取締役候補者とした理由】

大澤善行氏は、主に営業企画、広報、人事、総務などの管理部門において豊富な経験を有しており、総務部、法務部、財務部、人材戦略部、ダイバーシティ推進部、コンプライアンス・リスク管理部を統括する管理本部長として、ダイバーシティを追求し、人材育成と社内環境整備の推進に尽力しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者
番号

3

かわさき こうたろう

川崎 浩太郎

1971年12月6日生（満52歳）

再任



所有する
当社の株式の数
5,302株

取締役会出席率
(出席状況)
100%
(14回/14回)

【略歴、地位、担当】

- 1994年 4月 当社入社
- 2020年 4月 当社経営役コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部担当
- 2020年 6月 当社取締役
当社コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部担当
- 2021年 4月 当社コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当
- 2023年 4月 当社常務取締役（現任）
ハウス食品株式会社代表取締役社長（現任）
当社コーポレートコミュニケーション本部・新規事業開発部・アグリビジネス推進部管掌

【重要な兼職の状況】

ハウス食品株式会社 代表取締役社長

【取締役候補者とした理由】

川崎浩太郎氏は、主に広告、経営企画の各部門において豊富な経験を有しており、ハウス食品株式会社代表取締役社長を兼務し、香辛・調味加工食品事業における収益のさらなる向上と新たな需要の創造に向けたマーケティング戦略の推進に尽力しております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

4

みやおく よしゆき

宮奥 美行

1960年11月24日生（満63歳）

再任



所有する
当社の株式の数
8,271株

取締役会出席率
(出席状況)
100%
(14回/14回)

【略歴、地位、担当】

- 1983年 4月 当社入社
- 2016年 4月 当社経営役経営企画部長
- 2018年 4月 当社経営役研究開発本部長兼品質保証統括部担当
- 2018年 6月 当社取締役（現任）
当社研究開発本部長兼品質保証統括部担当
- 2019年 4月 当社研究開発本部長兼品質保証統括部・資材部・デジタル推進部担当
- 2021年 4月 当社研究開発本部長兼品質保証統括部・資材部・GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト・グループ生産戦略推進プロジェクト担当
- 2022年 4月 当社研究開発本部長兼品質保証統括部・グループ調達部・GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト・グループ生産戦略推進プロジェクト担当
- 2024年 4月 当社国際事業本部長（現任）

【取締役候補者とした理由】

宮奥美行氏は、主に研究開発、製品開発、経営企画の各部門や、株式会社ハウス食品分析テクノサービス代表取締役社長として豊富な経験を有しており、海外食品事業を統括する国際事業本部長として、海外事業の成長加速に向けた事業拡大と収益力の強化に尽力しております。これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

5

やまぐち たつみ

山口 竜巳

1964年8月13日生（満59歳）

再任



所有する
当社の株式の数
5,306株

取締役会出席率
(出席状況)
100%
(14回/14回)

【略歴、地位、担当】

1988年 4月 当社入社
2018年 4月 ハウスフーズホールディングUSA社取締役社長
ハウスフーズアメリカ社取締役社長
2020年 4月 当社経営役国際事業本部長
2020年 6月 当社取締役（現任）
当社国際事業本部長
2024年 4月 当社研究開発本部長兼品質保証統括部・
新規事業開発部・アグリビジネス推進部
担当（現任）

【取締役候補者とした理由】

山口竜巳氏は、主に営業、製品開発、新規事業開発、海外事業の各部門において豊富な経験を有しており、研究開発本部長兼品質保証統括部、新規事業開発部、アグリビジネス推進部担当として、R&D機能の強化や新規事業の発掘、アグリビジネスの推進に尽力しております。
これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

候補者
番号

6

さくま あつし

佐久間 淳

1964年11月3日生（満59歳）

再任



所有する
当社の株式の数
2,996株

取締役会出席率
(出席状況)
100%
(10回/10回)

【略歴、地位、担当】

1989年 4月 当社入社
2023年 4月 当社経営役コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当
2023年 6月 当社取締役（現任）
当社コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当
2024年 4月 当社コーポレートコミュニケーション本部長兼デジタル戦略本部・国内関係会社事業推進部担当（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社壺番屋 取締役

【取締役候補者とした理由】

佐久間淳氏は、主に研究、製品開発の各部門やハウス食品株式会社取締役として豊富な経験を有しており、コーポレートコミュニケーション本部長兼デジタル戦略本部、国内関係会社事業推進部担当として、当社グループの広告戦略や社会的課題の解決に向けた企業取組の推進、IT戦略の策定・推進、グループ各社の事業基盤拡大と強化に尽力しております。
これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものです。

株主総会参考書類

候補者
番号

7

おかもと ゆういち

岡本 雄一

1966年6月13日生（満57歳）

新任



所有する
当社の株式の数
16,363株

【略歴、地位、担当】

- 1990年 4月 当社入社
- 2016年 4月 ハウス食品株式会社営業本部営業企画推進部長
- 2020年 4月 同社経営企画部長
- 2022年 4月 同社取締役経営企画部長
- 2024年 4月 当社経営役スパイスバリューチェーン調達・生産戦略本部長（現任）

【重要な兼職の状況】

株式会社ヴォークス・トレーディング 取締役

【取締役候補者とした理由】

岡本雄一氏は、主に営業、経営企画の各部門において豊富な経験を有しており、ハウス食品株式会社取締役経営企画部長として同社の経営企画をけん引するとともに、事業会社経営の一面を担い、企業価値の向上・創出に尽力してまいりました。また、2024年4月よりスパイスバリューチェーン調達・生産戦略本部長に就任し、当社グループ調達機能の最適化と第八次中期計画テーマの推進に尽力しております。

これらのことから、今後の当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものです。

- (注) 1. 浦上博史氏は、株式会社HKLの代表取締役社長およびハウス興産株式会社における過半数の議決権保有者であり、当社は両社と事務所賃貸借等の取引関係がありますが、その取引額は僅少であります。また、ハウス興産株式会社の完全子会社である有限会社シェ・イノと当社との間で業務委託契約等を締結しておりますが、その取引額は僅少であります。
2. 大澤善行氏、川崎浩太郎氏、宮奥美行氏、山口竜巳氏、佐久間淳氏、岡本雄一氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 各候補者が所有する当社の株式の数には、ハウス食品グループ役員持株会およびハウス食品グループ本社社員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
4. 大澤善行氏、岡本雄一氏の年齢につきましては、本定時株主総会招集ご通知の電子提供措置の開始日（2024年5月28日）を基準にしております。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金（判決金・和解金）および争訟費用（弁護士費用等）の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者の選任が承認された場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役藤井順輔氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠のため監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠のため選任する監査等委員である取締役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査等委員である取締役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

かわさき やすゆき
川寄 靖之

1959年4月30日生（満65歳）

新任

社外

独立



所有する
当社の株式の数
—株

【略歴、地位、担当】

- 1982年4月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行
- 2009年4月 同行執行役員
- 2012年4月 同行常務執行役員
- 2013年4月 株式会社三井住友フィナンシャルグループ(以下「三井住友FG」といいます。)常務執行役員
- 2014年4月 株式会社三井住友銀行専務執行役員
三井住友FG専務執行役員
- 2015年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼専務執行役員
- 2017年4月 株式会社三井住友銀行取締役兼副頭取執行役員
三井住友FG副社長執行役員
- 2017年6月 三井住友FG執行役員副社長
- 2018年4月 株式会社三井住友銀行副会長
三井住友FG副会長
- 2020年4月 株式会社三井住友銀行副会長退任
三井住友FG副会長退任
- 2020年5月 S M B C日興証券株式会社取締役（代表取締役）兼副社長執行役員

2021年4月 S M B C日興証券株式会社取締役会長
（代表取締役）

2021年6月 三井住友FG取締役（現任）

2024年4月 S M B C日興証券株式会社取締役会長
（代表取締役）退任

【重要な兼職の状況】

三井住友FG取締役

【取締役候補者とした理由】

川寄靖之氏は、株式会社三井住友銀行、三井住友FGおよびS M B C日興証券株式会社において企業経営に長く従事した経験から、企業経営者としての豊富な経験を有しており、当社グループの企業価値向上に必要な人材と判断し、新たに監査等委員である取締役としての選任をお願いするものです。

【期待される役割の概要】

同氏には、特に企業経営者の経験を活かした企業運営全般やリスクマネジメントに関する監督・監査の役割を、また、指名や報酬の決定手続きにおける客観性向上の役割を期待しております。

(注) 1. 川寄靖之氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 同氏は、社外取締役候補者であります。

3. 同氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者である株式会社三井住友銀行の業務執行者であったことがあります。

4. 同氏は、2021年4月より2024年4月まで、S M B C日興証券株式会社（以下「S M B C日興」といいます。）代表取締役会長に就任してお

株主総会参考書類

り、また、2021年6月より現在まで、三井住友F Gの取締役就任しております。同氏の在任中、S M B C日興および三井住友F Gは、S M B C日興の元役職員が金融商品取引法第159条第3項に違反した事態に関して2022年10月に金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。また、S M B C日興は、同事態に関して2023年2月に東京地方裁判所より有罪判決を受け、同判決が確定しております。2022年10月、S M B C日興および三井住友F Gは、S M B C日興と株式会社三井住友銀行の役職員の間で非公開情報を授受した事態に関して、金融庁より金融商品取引法に基づく行政処分を受けました。同氏は、上記事態が判明するまでその事実を認識しておりませんでした。事態判明後は、法令順守の徹底や再発防止策の指示など、その職責を果たしております。S M B C日興と三井住友F Gは、2022年11月に改善計画を策定し、公表いたしました。

5. 当社は、川崎靖之氏の選任が承認された場合、同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額とします。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金（判決金・和解金）および争訟費用（弁護士費用等）の損害を当該保険契約により填補することとしております。川崎靖之氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に更新する予定であります。
7. 川崎靖之氏の選任が承認された場合、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、届け出る予定であります。

【ご参考】取締役会のスキル・マトリックス

第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および各取締役が有する監督と執行における専門性と経験は次のとおりであります。

氏名	地位	取締役に求められる監督と執行における専門性と経験											
		企業経営	人事・ダイバーシティ	財務・会計	法務・コンプライアンス・リスク	広報IR・CSR	R&D・知的財産	グローバル	IT・DX	品質保証	生産・調達	営業・マーケティング・広告	他社経営経験
1 浦上博史	代表取締役社長	●			●							●	●
2 大澤善行	代表取締役専務	●	●	●	●	●						●	
3 川崎浩太郎	常務取締役	●				●						●	●
4 宮奥美行	取締役	●					●	●	●	●	●	●	●
5 山口竜巳	取締役	●					●	●		●		●	●
6 佐久間淳	取締役	●				●	●		●	●		●	
7 岡本雄一	取締役	●									●	●	
8 久保田恒夫	取締役 (監査等委員・常勤)				●		●						
9 蒲野宏之	取締役 (監査等委員・社外)	●			●			●					●
10 岡島敦子	取締役 (監査等委員・社外)		●		●								
11 関根福一	取締役 (監査等委員・社外)	●	●		●						●		●
12 川寄靖之	取締役 (監査等委員・社外)	●	●	●	●			●					●

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する株式報酬制度の一部改定の件

当社の取締役の報酬等については、2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）の報酬等の額を年額400百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額150百万円以内とご承認いただいております。また、第75期定時株主総会において、対象取締役に對する譲渡制限付株式報酬制度の導入についてご承認いただき、その付与のための報酬等の額について上記の対象取締役の報酬等の額年額400百万円の範囲内で年額40百万円以内、譲渡制限付株式報酬制度により発行または処分される当社の普通株式の数の上限を年14,000株以内とご承認いただいております。

現在、当社の対象取締役の報酬は、上記の報酬等の額年額400百万円の範囲内で、月例報酬、単年度業績連動報酬および譲渡制限付株式報酬を支給しておりますが、今般、役員報酬制度の見直しに伴い、次のとおり、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入し、対象取締役に對して譲渡制限付株式を付与すること（下記1）および第75期定時株主総会でご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度を改称すること（下記2）につきご承認をお願いするものであります。

本議案は、株主のみなさまをはじめとしたステークホルダーのみなさまとの一層の価値共有を目的としており、また本議案は、昨今の経済情勢、当社の事業規模、今後の取締役会の構成、取締役に求められる職務の拡大等を勘案したもので、独立社外取締役に委員長とし、社外役員が過半数を構成する任意の報酬諮問委員会の審議を経ております。

なお、当社の監査等委員会は本議案の内容について相当であると判断しております。

現在の対象取締役の員数は7名であり、第2号議案が承認可決された場合も、引き続き7名となります。

1. 対象取締役に對する業績連動型譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

(1) 導入の目的

当社は対象取締役に企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした報酬として、役員・役割に応じた額の譲渡制限付株式報酬を付与しております。この制度につきまはは下記2のとおり「事前交付型譲渡制限付株式報酬制度」と名称を改め、引き続き継続してまいります。そして今般、中期計画における非財務指標の達成状況に連動する「業績連動型譲渡制限付株式報酬（以下「本株式報酬」といいます。）制度」を新設いたします。これら2種類の株式報酬制度を併用することで、対象取締役に對して「株価上昇による中長期の企業価値向上の動機づけ」に加えて、「目標との連動による中期計画達成の意欲喚起」を図りながら、対象取締役が保有する自社株式数の増加を通じ、株主のみなさまとの価値共有を深めてまいります。

(2) 制度の概要

本株式報酬は、支給日の前事業年度を役務提供期間とし、事後に交付するものであります。支給額は、役員・役割に応じて設定された基準額を、中期計画の非財務指標の達成状況に応じて変動させる仕組みとしており、中期計画で定めた「社会への責任」「社員とその家族への責任」に関係する項目を業績評価指標としております。対象取締役は、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式を受けます。譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までとしております。取締役に對する具体的な支給時期および配分については、定時株主総会の日から1カ月以内に取締役会において決定いたします。譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の1株当た

りの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。なお、当社は、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当該株式の全部または一部を当然に無償で取得することができることといたします。

(3) 業績連動に関する事項について

中期計画最終事業年度終了後に、その事業年度に係る本株式報酬に、中期計画で掲げる目標の達成状況を反映させます。具体的には、役位・役割に応じて定められた基準額に10～190%を乗じた額に相当する本株式報酬を付与いたします。それ以外の事業年度に係る本株式報酬については、各年度の進捗を報酬諮問委員会で確認し、支給率は原則として基準額の100%といたします。

本株式報酬の評価指標として、中期計画で定める非財務指標を採用します。これにより、当社がグループ理念実現に向けて掲げる「社会への責任」「社員とその家族への責任」についても報酬制度に反映させ、これらの達成を促します。

なお、第八次中期計画で定める非財務目標は次のとおりであります。

【ご参考】第八次中期計画目標（非財務指標）

項目	指標分類	評価指標
「社会への責任」関連指標	気候変動	CO ₂ 削減量（Scope 1・2、Scope 3）
	資源循環	廃棄物量削減、副産物の再資源化率、プラスチック使用量
「社員とその家族への責任」関連指標	エンゲージメント	主体的なチャレンジ行動、組織風土診断結果
	ダイバーシティ	女性活躍推進

(4) 対象取締役に対して付与する株式の上限額および上限数

本株式報酬制度に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式を付与するための報酬の総額は、第75期定時株主総会において承認いただいた対象取締役に対する報酬等の額年額400百万円の範囲内にて、年額38百万円以内を上限といたします。また、本株式報酬制度に基づき発行または処分される当社の普通株式の数の上限は年13,300株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割または株式併合が行われるなど株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、発行または処分される株式数を合理的に調整することができるものとします。）。対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会において決定いたします。

(5) 譲渡制限の内容等

本株式報酬制度による当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- a. 対象取締役は、本割当株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役の地位を喪失する日までの期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」といいます。）

株主総会参考書類

す。)

- b. 当社は、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。
- c. 当社は、譲渡制限期間中に、対象取締役が法令、社内規程又は本割当契約に重要な点で違反したと当社の取締役会が認めた場合、その他本割当株式の全部を無償で取得することが相当であると当社の取締役会が決定した場合、本割当株式を当然に無償で取得する。
- d. 上記 a の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- e. 本契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

2. 対象取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の改称の件

上記のとおり、当社は第75期定時株主総会において、対象取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認いただいております。今般、当社は上記1のとおり、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することにもない、第75期定時株主総会で導入をご承認いただいた譲渡制限付株式報酬制度の名称を「事前交付型譲渡制限付株式報酬制度」と改称いたしたく存じます。なお、制度の内容につきましては、第75期定時株主総会において承認いただいたものから変更はございません。

【ご参考】

当社は、2024年5月9日開催の取締役会において、第4号議案をご承認いただくことを条件に、対象取締役の報酬制度の見直しを決議しております。見直し後の対象取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針および業績連動報酬等に関する事項の概要は次のとおりであります。

対象取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針（概要）

a. 基本方針

- ・企業価値向上と持続的成長に向けた動機づけとなり、グループ理念実現に向け、中期計画達成の意欲を喚起すること
- ・企業規模や社会的責任に照らし、役員ごとの役割や責任に相応しいものであること
- ・報酬決定の手続きに客観性と透明性が担保されていること

b. 報酬等の決定方法

取締役の報酬等に係る制度、額、またはその算定方法は、報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定する。

c. 報酬等の構成ならびに報酬等の額

取締役の報酬は、月例報酬、単年度業績連動報酬、事前交付型譲渡制限付株式報酬および業績連動型譲渡制限付株式報酬から構成する。

(イ) 月例報酬

役員別に定める水準に、グループ会社の取締役を兼務する場合など役割に応じて報酬を加算して、月毎に固定報酬を支払う。

(ロ) 単年度業績連動報酬（短期インセンティブ）

単年度業績連動報酬は、単年度の当社グループまたは担当事業会社の会社業績および個人業績を評価する指標を定め、着実な達成を促すインセンティブとなる報酬として、事業年度終了後に各業績に応じて金銭報酬を支払う。

(ハ) 事前交付型譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ）

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的とした報酬として、役員・役割に応じて本株式報酬を支払う。なお、本株式報酬は支給日の事業年度に係る定時株主総会の終結の時までを役員提供期間とし、事前に交付する。

(ニ) 業績連動型譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ）

(ハ) 事前交付型譲渡制限付株式報酬の目的に加え、取締役に中期計画で定めた非財務指標達成の意欲を喚起するため、本株式報酬を支払う。支給額は、役員・役割に応じて設定された基準額を、中期計画の非財務指標の達成状況に応じて変動させる仕組みとしており、中期計画で定めた「社会への責任」「社員とその家族への責任」に関する項目を業績評価指標とする。なお、本株式報酬は支給日の前事業年度を役員提供期間とし、事後に交付する。

d. 報酬等の割合の決定方針

単年度業績連動報酬（短期インセンティブ）および譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ）が企業価値向上および中期計画達成のためのインセンティブとして機能することを目的に支給割合を決定する方針とし、報酬諮問委員会による世間動向の確認や報酬水準の比較・検証などを踏まえたうえで、取締役の報酬に占める割合を月例報酬60%、単年度業績連動報酬25%、事前交付型譲渡制限付株式報酬10%、業績連動型譲渡制限付株式報酬5%とする。

対象取締役の業績連動報酬等に関する事項（概要）

a. 単年度業績連動報酬（短期インセンティブ）について

会社業績評価については、報酬諮問委員会での審議を踏まえたうえで、取締役会にて決定した指標を基準としており、単年度単位で当社グループまたは担当事業会社の当該指標の達成度を評価する。また、個人業績評価においては取締役ごとに設定した目標達成度を評価指標とする。この二つの評価指標に基づき賞与を70%から130%の範囲で変動させる仕組みとする。業績に著しい変動が生じた場合は、その内容を報酬諮問委員会で審議し、賞与を0%から150%の範囲で変動させる。

会社業績評価指標については、第七次中期計画（2022年3月期から2024年3月期）では、事業成長に向けた着実な投資実行を促すためEBITDAを採用してきたが、2024年4月から開始した第八次中期計画では、EBITDAに加えて、新たにROICを評価指標に採用することで、資本コストを意識した経営を取締役に促す。

b. 業績連動型譲渡制限付株式報酬（中長期インセンティブ）について

中期計画最終事業年度終了後に、その事業年度に係る本株式報酬に、中期計画で掲げる目標の達成状況を反映させる（詳細は第4号議案記載のとおり。）。

《株主提案（第5号議案および第6号議案）》

第5号議案および第6号議案は、株主さま1名からご提案いただいたものであります。なお、以下の議案の要領および提案の理由は、議案ごとに整理し、提案株主さまから提出されたものを原文のまま記載しております。

第5号議案 自己株式取得の件

1. 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数9,750,000株、取得価額の総額30,000,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

2. 提案の理由

当社はルウカレーやルウシチュー、レトルトカレーで国内シェアNo.1の強いブランド力を持つ競争優位性のある事業を展開しているとともに、米国TOFU事業、中国カレー事業、アセアン機能性飲料事業の海外食品事業では高い成長性が期待できます。また、第八次中期計画における財務資本政策において、現状認識や資本コストや株価を意識した取組方向性、ROICマネジメント導入、総還元性向50%以上の新利益配分方針、資源配分の明確化によるバランスシート改善の開示は評価できるものです。

しかし、当社の保有する現金及び預金と有価証券、投資有価証券の合計から借入金を差し引いた金額である当社の純財務資産は2023年12月末時点で1,320億円と計算され、2023年12月末時点の時価総額の40%を超える規模となっております。第八次中期計画において資産縮減150億円を原資に2027年3月期までの3年間で150億円の自己株式取得を計画しておりますが、純財務資産1,320億円があることを鑑みれば、150億円という資産縮減だけでは当社が設定した月商2カ月分の適正資金残高を大きく超えた余剰資金が残ることとなり、自己株式取得の金額が不十分であると考えます。必要資金を超えた現金資産の積み上げは資本効率の低下・企業価値の毀損につながります。事実、当社の過去5年間平均のROEは5%を下回っており、資本コストを満たしているとはいいがたい状況です。当社が掲げているあるべき姿ROE10%確保を鑑みれば、第八次中期計画で3年後の2027年3月期ROE7%、ROIC6%以上目標は踏み込み不足で目標値が低すぎると考えます。自己株式取得による株主還元をさらに拡充しROEの向上を目指すべきです。よって、株主還元の拡充および資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数（自己株式を除く）の約10%を自己株式として取得する施策を採用すべきと考えます。

株主総会参考書類

3. 第5号議案に対する当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社経営資源の活用につきましては、中期計画に基づき成長投資と株主還元のバランスを意識した資源配分を具体化し、企業価値向上に取り組んでおります。

2021年4月よりスタートした第七次中期計画では、キーストーンナチュラルホールディングス社へのM&A投資など自己資金を成長領域へ重点配分し、3か年で計546億円を投資いたしました。政策保有株式については、20%縮減の計画に対し24.4%縮減と計画を達成しており、配当と並ぶ株主還元策として政策保有株式縮減から得られるキャッシュを原資とした120億円の自己株式取得を計画通りに完遂いたしました。また、2024年3月期の年間配当金は、1円増配となる47円を予定しております。

第八次中期計画においては、キャッシュインを営業キャッシュフロー650億円、サステナブルファイナンスを活用した有利子負債による外部調達200億円、政策保有株式縮減150億円とし、適正資金水準を明確にしたうえで、第七次中期計画に引き続きグローバルなバリューチェーン構築による成長加速のため、成長投資に500億円、基盤強化投資に200億円の資源を投下する計画です。また株主還元は、経営の重要課題と位置づけており、2024年4月より新たな利益配分方針として総還元性向40%以上、安定配当として年間配当金46円以上を継続配当することといたしました。特に第八次中期計画においては、政策保有株式縮減（第七次中期計画比30%削減）を進め、それを原資とした150億円の自己株式取得を実施することにより、総還元性向50%以上、保有株式の純資産比率10%以下をめざすことといたしました。なお、2025年3月期年間配当金は1円増配の48円を予定しております。

また、資本コストや株価を意識した経営に取り組むため、第八次中期計画では資本コストを6%に設定し、ROICマネジメントを導入することでバランスシート視点での意識改革と経営指標の改善に取り組んでまいります。第八次中期計画では積極的な成長投資を継続するため事業ROICの伸長は限定的ながらも、非事業性資本の縮減を進めることで目標ROIC6.0%以上・ROE7.0%の達成を、第九次中期計画では事業ROICを引き上げることで目標ROIC8.0%以上の達成をめざします。

このように当社は、明確な財務資本政策のもと、将来のあるべき姿を見据えた成長投資と株主還元を着実に実行しております。一方で本株主提案による自己株式取得300億円は、1年以内での取得が求められており、成長投資の財源が損なわれ、当社の中長期的な企業価値の持続的な向上が停滞する恐れがあり、結果として株主のみならずの利益に繋がらないと判断いたします。当社としては、自己株式取得は本株主提案に定める時期や金額で実施するのではなく、中期計画に基づき、業績や財務状況、株価水準などを総合的に勘案して実施することが適切であると考えます。したがって、取締役会としては本株主提案に反対いたします。

第6号議案 社外取締役の構成に関する定款変更の件

1. 議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第18条を下記の通り変更する。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。	第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、10名以内とする。
2 当社の監査等委員である取締役は8名以内とする。	2 当社の監査等委員である取締役は8名以内とする。
3 (新設)	3 <u>上場企業であり続ける限り、当社の取締役(監査等委員である取締役を含む。)の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u>

2. 提案の理由

弊社は今日の上場企業経営において取締役会の多様性と独立性が不可欠であると考えます。多様性ある取締役会とはスキル、経験、年齢、国籍、ジェンダーなど幅広い視点から経営判断ができる取締役会を意味し、独立性のある取締役会とは少なくとも過半が独立社外取締役から構成されている取締役会を意味します。

コーポレートガバナンス・コード原則4-8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1(その他の市場の上場会社においては2名)以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4-7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役12名のうち社外取締役は4名となっており、コーポレートガバナンス・コード原則上の要件は充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、女性及びアナリストとして高い経験とスキルを持つ人材の登用

株主総会参考書類

を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられることも少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにするでしょう。しばしば銀行出身者や会計士がスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家の意義があると考えます。

3. 第6号議案に対する当社取締役会の意見

取締役会としては、本議案に反対いたします。

当社は、2021年6月より独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を独立社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置し、取締役候補者の選定プロセスの客観性や透明性を確保しております。指名諮問委員会は、コーポレートガバナンス報告書で開示している取締役選任基準およびスキル・マトリックスに基づき、当社の経営戦略に照らし、企業価値向上に寄与する人材を取締役候補者として提案しております。

また当社は、クオリティ企業への変革を加速し、成長に向けた新たなチャレンジを進める事業持株会社として、取締役会は監督と執行の両機能を持つことが望ましいと考えております。執行機能として各事業責任者が取締役を兼務し、グループ全体を俯瞰した立場で監督しております。さらに、監査機能を持つ監査等委員と合わせて取締役会を構成しております。

2021年6月より監査等委員会設置会社へ移行するとともに、独立した立場からの監査監督機能をより強化するため、社外役員全員が監査等委員である取締役に就任しております。5名中4名が独立社外取締役で構成される独立性の高い監査等委員会において、内部監査部門を組織上の配下に置き、各事業会社監査役と連携した組織的監査を行っております。社外取締役監査等委員には、毎回の取締役会で発言機会を確保するなど、適法性監査の観点だけでなく、業務執行に対する独立した立場からの意見表明を重視しており、毎回自由闊達な意見表明が行われております。こうした意見を経営に活かすことでガバナンスを一層強化する体制としております。また、取締役会実効性評価を重視しており、社内、社外役員からの評価結果を受けて取締役会として課題を認識し、議論の上改善に結びつけるよう継続的改善に取り組んでおります。

現在、当社の取締役会構成は取締役総数12名中4名（うち女性1名）を独立社外取締役としており、企業経営経験者、弁護士、官庁出身者など多様性に富む構成となっております。

以上のことから、現状の当社取締役会は多様性と独立性が確保されており、今後のガバナンス強化にもつながる体制と考えております。

一方で本株主提案のような規定を定款に設けることは、取締役会のあるべき姿の議論や取締役候補者の選択範囲を却って制限し、その時々経営戦略に基づいて機動的に検討すべき取締役会構成の妨げになると判断いたします。したがって、取締役会としては本株主提案に反対いたします。

以上

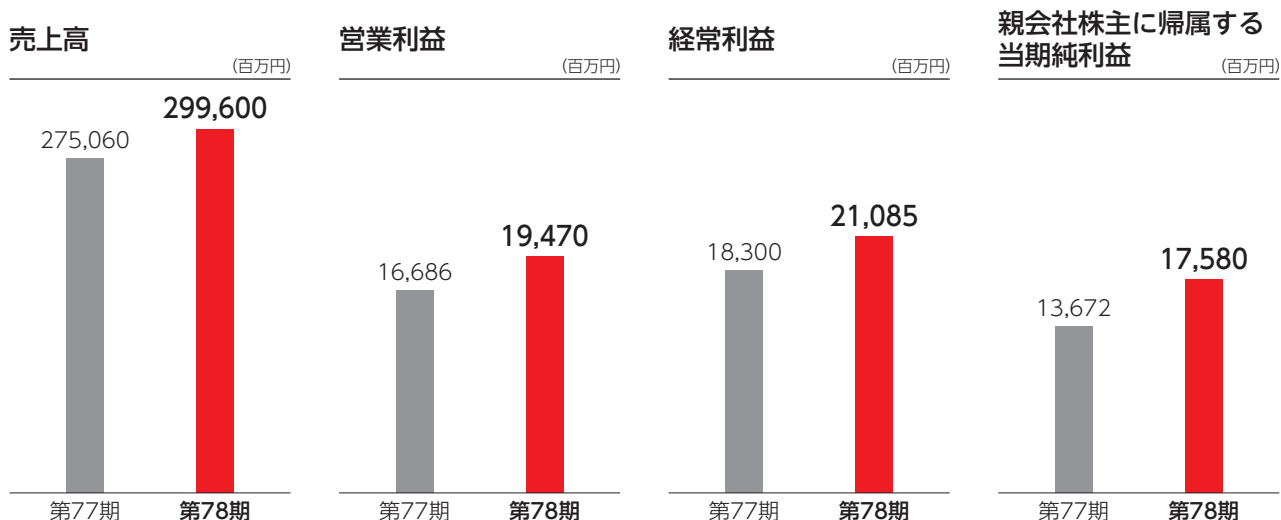
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度は、当社グループの第七次中期計画最終年度にあたります。第七次中期計画では、“「食で健康」クオリティ企業への変革<第二章> 4系列バリューチェーンへのチャレンジ”というテーマに則り、当社グループのめざす姿の実現に向けて、「お客さまに対して」「社員とその家族に対して」「社会に対して」という「3つの責任」全てにおいてクオリティ企業への変革を加速するとともに、「スパイス系」「機能性素材系」「大豆系」「付加価値野菜系」の4系列バリューチェーン毎に戦略を立案および遂行してまいりました。

こうしたなか当連結会計年度の経営環境は、原材料価格の高騰、経済活動の再開に伴う市場環境の変化、インフレ進行に伴う消費者の行動変容など変動は大きく、依然として先行きの不透明な状況が続きました。

当社グループの業績を5つの事業セグメントベースで総括いたしますと、原材料費などコストアップ圧力に対して国内外グループ各社が価格改定や効果的なコスト運用を進めるなか、海外食品事業は各展開エリアの市場環境変化を受け大幅な減益となりましたが、他の4つの事業セグメントは増益となり、グループトータルでは増収増益という結果となりました。



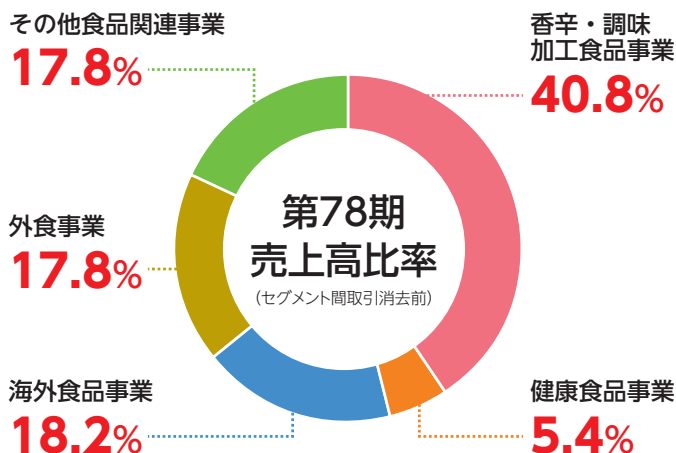
(注) 第78期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第77期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた後の数値となっております。

セグメント別の業績の概況

事業の種類別セグメント	連結売上高		連結営業利益 (セグメント利益または損失 (△))	
	金額 (百万円)	前期比 (%)	金額 (百万円)	前期比 (%)
香辛・調味加工食品事業	126,287	105.4	10,832	136.9
健康食品事業	16,865	102.1	2,464	129.2
海外食品事業	56,375	115.3	3,067	56.5
外食事業	55,132	114.0	3,395	149.7
その他食品関連事業	55,045	108.6	1,930	156.4
小計	309,703	108.9	21,688	115.7
調整 (消去)	△10,103	—	△2,218	—
合計	299,600	108.9	19,470	116.7

(注) 1. 調整 (消去) の内容は、セグメントに配分していない損益およびセグメント間取引に係る相殺消去であります。

2. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前期比については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた後の前連結会計年度数値との比較で算出しております。



事業報告

香辛・調味加工食品事業

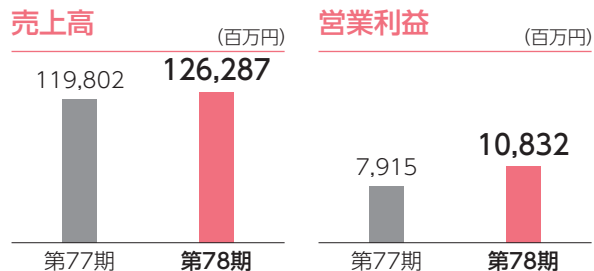
主要な
事業内容

○カレー、シチュー、スパイスなどの
製造・販売事業

当事業セグメントは、価格改定を実施するとともに販売数量の早期回復に向けて需要喚起策を展開することで、収益力の回復を図りました。

家庭用事業は、価格改定前後における販売バックアップ施策の拡充や付加価値と値ごろ感を両立させた新製品の投入などが奏功し、ルウカレー製品を中心に概ね想定どおりに販売回復が進みました。業務用事業は、2023年4月よりハウス食品株式会社の業務用事業と株式会社ギャバンを統合した新生ハウスギャバン株式会社として活動をスタートしました。同事業は、経済活動の再開に伴う需要回復に加え同年9月実施の価格改定もあり概ね想定どおりに推移いたしました。

以上の結果、香辛・調味加工食品事業の売上高は1,262億87百万円、前期比5.4%の増収、営業利益は108億32百万円、前期比36.9%の増益となりました。結果、売上高営業利益率は8.6%となりました。



健康食品事業

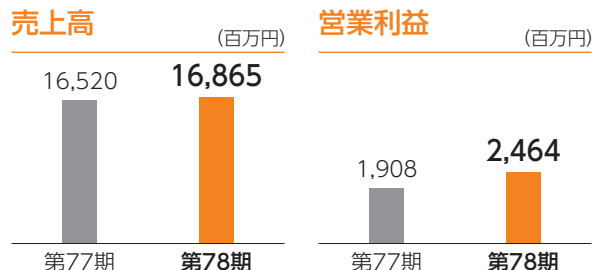
主要な
事業内容

○健康食品、飲料などの製造・販売事業

当事業セグメントは、国内事業の収益構造改革とグローバルでの機能性素材系バリューチェーンの構築に取り組みました。

当連結会計年度は、「ウコンの力」の需要増に加え、主力製品である「C1000瓶製品」や「1日分のビタミンゼリー」の販売に注力し増収となりました。利益面は増収効果に加え効果的なコスト運用もあり増益となりました。

以上の結果、健康食品事業の売上高は168億65百万円、前期比2.1%の増収、営業利益は24億64百万円、前期比29.2%の増益となりました。結果、売上高営業利益率は14.6%となりました。



海外食品事業

主要な 事業内容

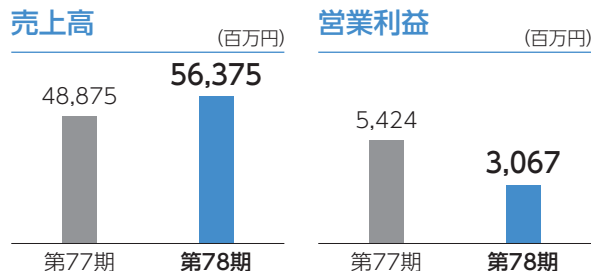
- 大豆関連製品、香辛調味食品、飲料などの製造・販売事業
- 当社グループ製品の輸出入販売事業

米国豆腐事業は、キーストーンナチュラルホールディングス社の新規連結により増収となりましたが、キーストーンナチュラルホールディングス社買収に伴うのれん等の償却負担や2023年6月に稼働したハウスフーズアメリカ社新ラインの減価償却負担などを吸収するには至らず減益となりました。

中国カレー事業は、増収減益となりました。家庭用事業は、前期のコロナ禍における特需から当期に入り景況感が悪化して消費環境が大きく変化したことで減収減益となりました。業務用事業は、新規顧客開拓が進んだ一方、前期ゼロコロナ政策下で停滞した事業活動再開によるコスト増が影響し、増収減益となりました。

タイ機能性飲料事業は、当上期はコロナ禍収束後、免疫ニーズに起因したビタミン摂取需要の減少により市場規模が大きく落ち込み、下期には一旦底を打ったものの、上期の業績低迷の影響が大きく減収減益となりました。

以上の結果、海外食品事業の売上高は563億75百万円、前期比15.3%の増収、営業利益は30億67百万円、前期比43.5%の減益となりました。結果、売上高営業利益率は5.4%となりました。



(注) 第78期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第77期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた後の数値となっております。また、前期比については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた後の第77期数値との比較で算出しております。

事業報告

外食事業

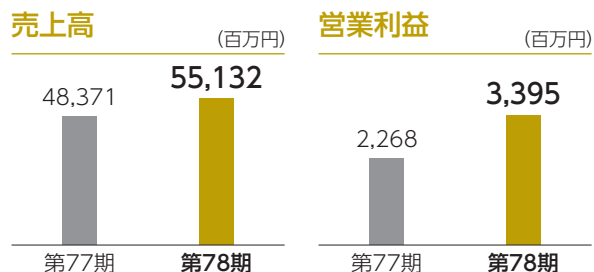
主要な
事業内容

○レストランの経営および企画・運営事業

当事業セグメントは、既存事業の収益力強化および新業態の育成を推進しております。

国内事業を推進する株式会社壺番屋は、経済活動再開に伴う人流回復に加え、メニュー施策や新たなプロモーション活動の効果もあり既存店売上高、客数、客単価全てが前期を上回って推移いたしました。海外事業は、新型コロナウイルス感染症の各種規制がなくなり経済回復が進んだことなどから多くのエリアで好調に推移いたしました。

以上の結果、外食事業の売上高は551億32百万円、前期比14.0%の増収、営業利益は33億95百万円、前期比49.7%の増益となりました。結果、売上高営業利益率は6.2%となりました。



その他食品関連事業

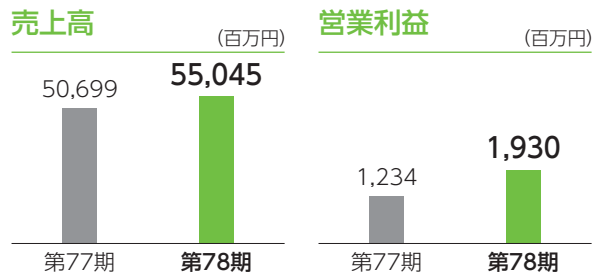
主要な
事業内容

○総菜、焼成パン、デザート等の製造・販売事業
○農産物、食品などの輸出入および販売事業
○食品の安全・衛生に関する分析サービス事業

株式会社デリカシェフは、前期並みの売上高を確保する一方で、生産性向上の取組が奏功し増益となりました。

株式会社ヴォークス・トレーディングは、価格転嫁が奏功したことや高利益率商材の販売注力により増収増益となりました。

以上の結果、その他食品関連事業の売上高は550億45百万円、前期比8.6%の増収、営業利益は19億30百万円、前期比56.4%の増益となりました。結果、売上高営業利益率は3.5%となりました。



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資額は、リースを含めて150億59百万円となりました。なお、減価償却費とリース料の合計額は、132億78百万円となりました。主な設備投資の状況につきましては、次のとおりであります。

香辛・調味加工食品事業

- ・家庭用・業務用スパイスの生産機能を集約し、国内収益基盤の強化をめざすため、ハウスギャバン株式会社関東工場の増築工事実施
- ・生産能力増強を伴うシチューミックスの設備更新
- ・伸長するスパイス市場に対し、大容量ねりスパイスの新ライン導入

海外食品事業

- ・米国における健康志向や環境意識の高まりを背景にした豆腐製品の旺盛な需要に対し、生産能力を増強するためのロサンゼルス工場生産ライン拡張
- ・中国における家庭用カレールウ間口拡大に向けた家庭用ルウ生産ライン拡張および伸長が見込まれる業務用フレークの生産能力増強に向けた業務用生産ライン拡張

事業の種類別セグメント	設備投資額
	金額 (百万円)
香辛・調味加工食品事業	6,612
健康食品事業	675
海外食品事業	4,035
外食事業	2,431
その他食品関連事業	516
共通	788
合計	15,059

事業報告

(3) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

2023年4月1日付で、当社連結子会社であるハウス食品株式会社の業務用食品事業を、当社連結子会社である株式会社ギャバンが簡易吸収分割の方式により承継しております。なお、同日付で、株式会社ギャバンは商号をハウスギャバン株式会社に変更しております。

(4) 対処すべき課題

当社の経営環境は、原材料価格の高騰、経済活動の再開に伴う市場環境の変化、インフレ進行に伴う消費者の行動変容など事業環境の変動は大きく、引き続き先行きの不透明な状況が続いております。また、生産労働人口の減少など外部環境の不確実性が増しており、人材の多様性を高めることや、様々な人材が集まることで生じる価値観の違いをシナジーにしていくことが不可欠となってきております。さらに、2023年に気温・海水の温度が史上最高となるなど環境問題は深刻化しており、世界各国でCO₂削減目標の引き上げが実施されるなど、企業は環境問題への対応強化が求められております。

このような状況下で、当社グループにおいては、一部製品・サービスで価格改定を実施し、足元の環境変化に対応するとともに、将来のあるべき姿を見据え、バックキャスト視点でクオリティ企業への変革を推進しております。

①中期計画の概要

当社グループは、「食を通じて人とつながり、笑顔ある暮らしを共につくるグッドパートナーをめざします。」というグループ理念の考え方のベースとなる、一企業市民として果たすべき「お客さまに対して」「社員とその家族に対して」「社会に対して」という「3つの責任」を企業活動の柱としております。

第七次中期計画では、「3つの責任」全てにおいて明確な行動計画を設定して、クオリティ企業への変革に向けた取組を加速してまいりました。「お客さまに対して」では、「スパイス系」「機能性素材系」「大豆系」「付加価値野菜系」の4つのバリューチェーン（以下「VC」といいます。）を当社グループの価値提供領域と定め、成長領域・新規領域へ経営資源を投下するなど各々のVCの強化に取り組んでまいりました。「社員とその家族に対して」ではダイバーシティの実現をテーマに掲げ「属性」・「経験」・「適性」の切り口で施策を展開し、ダイバーシティを高めるための社内インフラ整備を推進したほか、「社会に対して」では「循環型モデルの構築」と「健康長寿社会の実現」をテーマに掲げ「人と地球の健康」の実現に向け、VC全体で社会課題の解決に向けた取組を進めてまいりました。

2024年4月からスタートする第八次中期計画では、「食で健康」クオリティ企業への変革<第二章>グローバルなVC構築で成長をめざす”をスローガンに、グローバルにプレゼンスあるクオリティ企業をめざしバックキャスト視点で「3つの責任」の取組を推進してまいります。「お客さまに対して」では、「食で健康」をグローバルに届けるためVC経営の実現をめざすことを、「社員とその家族に対して」では、多様性を力に変えクオリティ企

業への取組を強力に支えることを、「社会に対して」では、グローバルな企業活動で生じる環境負荷は企業の責任として取り組むことを、テーマに掲げました。

a. お客さまに対する責任

「食で健康」をグローバルにお届けするために「1：VC経営による成長加速」「2：VC体制の構築」「3：共創による新価値創出」に取り組んでまいります。

・VC経営による成長加速およびVC体制の構築の取組

「スパイス系VC」においては、「顧客接点の拡大（ヨコ）」と「VC統合（タテ）」を意識した、VC最適の戦略遂行と体制構築に取り組んでまいります。「顧客接点の拡大（ヨコ）」のテーマは、ハウス食品株式会社が国内市場からグローバル市場に取組領域を拡大するなど、事業会社がリードして推進してまいります。一方、「VC統合（タテ）」のテーマは、ハウス食品株式会社が、顧客接点の拡大に向けて製品化プロセスの変革に取り組むほか、調達・生産に関わる戦略機能を一元化し、事業戦略との融合を推進するべく「スパイスVC調達生産戦略本部」を新設するなど、当社とハウス食品株式会社が一体となり推進してまいります。

「機能性素材系VC」においては、健康戦略素材を軸としたグローバルシフトの推進に取り組めます。ビタミン事業は、東南アジアでのコンシューマー市場拡大に向けて、既存のタイでは「C-v i t t」に次いでマルチビタミン領域へ展開するほか、ハウス食品グループアジアパシフィック社の機能強化によりフィリピンやベトナムへの新市場開拓を加速します。乳酸菌事業は、2023年3月期より海外展開を重点化する体制に移行しており、欧米でのB t o B事業に注力し、川上型の高収益なソリューション事業モデルを確立してまいります。

「大豆系VC」においては、長期視点で伸長するP l a n t B a s e d F o o d市場におけるプレゼンス拡大と、生産能力強化を契機とした売場奪還など対競合戦略の実行に取り組めます。また、大豆系VCを牽引するエンジンとなるべく、中間持株会社のハウスフーズホールディングUSA社がハウスフーズアメリカ社とキーストーンナチュラルホールディングス社の機能統合を進めるとともに、自社の経営機能を段階的に強化してまいります。

・共創による新価値創出

第七次中期計画では、新規事業公募プログラムの第1期採択事業案である「k i d s l a t i o n」・「タスマイ」が提供価値の検証を進めているほか、新規事業の位置づけである「付加価値野菜系VC」では、ビジネスモデル構築に向けて株式会社農業総合研究所と資本業務提携を締結しました。第八次中期計画では、引き続き社外パートナーとのビジネスモデル構築に向けて取り組み、新規事業を次世代のグループの成長力へと変換してまいります。

事業報告

b. 社員とその家族に対する責任

生産労働人口の減少など外部環境の不確実性が増しており、人材の多様性を高めることや、様々な人材が集まることで生じる価値観の違いをシナジーにしていくことが不可欠となってきたなか、「ダイバーシティの実現」に向け、「属性」（女性の活躍支援、障害者雇用推進など）・「経験」（グローバル人材の育成、キャリア採用の強化など）・「適性」（多様な経験と組み合わせた新たな人材育成体系の構築）の3つの視点の取組など多様性を受け入れ、チャレンジを後押しする組織風土づくりを推進してまいりました。その結果、ダイバーシティを高めるためのインフラ（制度・施策）は整いつつありますが、水準としては道半ばであり、グローバルなVC構築による成長をめざすにあたり、事業の方向性に対して、現状の取組との間に依然として隔たりがございます。

第八次中期計画では、多様性を高めるためのインフラ整備だけでなく、これらの多様性を組織内で受け入れ、多様性を社員とグループの成長に変換していくために、5つの取組を実施してまいります。

・社員とその家族に対する責任「5つの取組」

- 1) グループ内外の人材の流動性を高めるオープンな仕組みづくり
- 2) 多様性を受け入れ、チャレンジを後押しする組織風土づくり
- 3) 主体的な自己変革を支援、育児・介護等のサポート体制の充実
- 4) 共創を意図した関係性や場の創出
- 5) VC戦略と社員の活躍を同時実現する、組織構造と人材配置の探求と実践

c. 社会に対する責任

当社は、食に関わる企業として「人と地球の健康」の実現に向け、VC全体で社会課題の解決に取り組んでおります。第八次中期計画では、循環型モデルの構築への取組を加速するべく、「ハウス食品グループ長期環境戦略2050」を策定し、重要課題を「気候変動への対応加速」、「資源循環型社会の実現」と決めました。グローバル展開に伴い生じる環境負荷に対して責任を持って取り組んでまいります。

・気候変動への対応加速

2050年カーボンニュートラルをめざしてCO₂排出量削減の指標を原単位から総排出量へ変更し、CO₂排出量削減に向けた取組を加速します。Scope 1、2では、多拠点一括エネルギーサービスの活用や再生可能エネルギーの拡充などに取り組むほか、Scope 3では、原料調達時や家庭内調理時の排出量削減に向けて重点テーマを新たに設定するなど、サプライチェーン全体で排出量削減を図ります。また、環境投資基準の刷新により、証書購入・炭素税など将来的に発生すると予測される費用を投資判断に組み込むことで、削減効果の高い削減テーマへの投資を加速してまいります。

・資源循環社会の実現

廃棄物を「減らす」だけでなく、「活かす」、「戻す」の方向も含め限りある資源を有効活用してまいります。廃棄物・副産物においては、発生抑制（減らす）のみ注力するのではなく、発生してしまったものの有価物化（活かす）の両輪で削減を進めてまいります。また、新たに注力する領域として製品包装など食品メーカーとして影響が大きい領域としてプラスチックゴミの削減にも取り組んでまいります。また、「水枯渇リスク地域」を中心に、生産拠点での水の効率的な使用に努め、節水に配慮した設備の導入や、各国の法律や地域の仕組みに準じ、きれいな状態にして自然環境に戻す取組にも注力してまいります。

②財務戦略

第八次中期計画では、営業キャッシュフローに加えて新たな資金調達方法を活用し、V C構築に向けて積極投資を継続するほか、資本コストを意識した経営を推進するべく、政策保有株式の縮減など資本効率を高めるとともにその原資を株主還元へ充当いたします。事業投資については、4系列V Cの成長領域へ500億円、既存領域へ150億円、デジタル変革・環境領域へ50億円の、総額700億円を計画しております。資本コストを意識した経営については、利益還元方針を総還元性向40%以上、配当金は46円以上を安定して継続配当とすることに改定いたしました。それを基に、配当と並ぶ株主還元施策として政策保有株式150億円の縮減（2024年3月期比30%縮減）に取り組み、それを原資とした自己株式の取得を150億円計画しております。

事業投資目標・実績

投資領域	第八次中期計画	第七次中期計画実績
成長領域	500億円	339億円
既存領域	150億円	157億円
デジタル変革・環境領域	50億円	50億円
合計	700億円	546億円

自己株式取得計画

	第八次中期計画	第七次中期計画実績
自己株式取得	150億円	120億円

③コーポレート・ガバナンスの強化

当社グループは、内部統制システムをコーポレート・ガバナンス体制の充実と企業理念・経営目標の実現・達成のための仕組みととらえ、企業価値のさらなる向上と持続的な発展をめざし、グループ経営の視点でリスクマネジメント、コンプライアンスを含めたガバナンス体制の構築と運用の強化を図っております。

事業報告

当社は、監査等委員会設置会社であり、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有することにより、監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることを目的としております。監査等委員会は、監査等委員である取締役5名（うち、社外取締役4名）で構成され、取締役の職務の執行および取締役会の決議の適法性、妥当性の監査・監督を行っております。

取締役会は取締役12名（うち、社外取締役4名）で構成され、当社グループの重要な業務執行を決定するとともに、他の取締役およびグループ会社の業務執行を監視・監督しております。なお前期より、取締役会の運営強化と実効性向上を目的として、全取締役へのアンケート形式による取締役会実効性評価を開始しております。

取締役会の任意の諮問機関として、委員の過半数を独立した社外取締役で構成し、独立社外取締役を委員長とする指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置し、取締役の選任・解任、報酬決定の手続きにおいて、客観性と透明性を確保しております。また、ガバナンス強化の一環として2022年1月に経営会議の諮問機関である投資委員会を設置いたしました。4系列VCの構築に欠かせない資本提携を目的とした合併や買収等において、成長投資資源をより有効に活用するために、案件起案時の審議フェーズと、投資実行後のモニタリングフェーズの両面でチェック機能を強化することで企業価値向上につなげております。

【ご参考】連結目標

	第八次中期計画	第九次中期計画
売上高	3,600億円	4,500億円
営業利益	270億円	400億円

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分		期 別	第75期 (2021年3月期)	第76期 (2022年3月期)	第77期 (2023年3月期)	第78期 (2024年3月期)
売	上	高 (百万円)	250,066	253,386	275,060	299,600
営	業	利 益 (百万円)	19,413	19,227	16,686	19,470
経	常	利 益 (百万円)	19,837	21,125	18,300	21,085
親会社株主に帰属する当期純利益		(百万円)	8,752	13,956	13,672	17,580
総	資	産 (百万円)	369,335	382,021	396,910	431,601
純	資	産 (百万円)	286,883	298,567	301,335	321,609
1株当たり	当期純利益	(円)	86.87	139.75	139.63	180.53
	純 資 産	(円)	2,559.12	2,700.99	2,791.56	3,016.19

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、また1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
 2. 1株当たり当期純利益および1株当たり純資産は、発行済株式総数から自己株式数を控除して算出しております。
 3. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。)等を第76期の期首から適用しており、第75期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
 4. 第78期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第77期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた後の数値となっております。

【ご参考】当社が重視する経営指標

区 分		期 別	第75期 (2021年3月期)	第76期 (2022年3月期)	第77期 (2023年3月期)	第78期 (2024年3月期)
A T O	(総資産回転率)	(回)	0.68	0.67	0.71	0.72
R O S	(売上高営業利益率)	(%)	7.8	7.6	6.1	6.5
E B I T D A	マージン	(%)	12.4	11.9	10.4	11.0
R O A	(総資産営業利益率)	(%)	5.3	5.1	4.3	4.7
E-ratio	(自己資本比率)	(%)	69.8	70.4	68.6	67.7
R O E	(自己資本当期純利益率)	(%)	3.5	5.3	5.1	6.2

- (注) 1. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。)等を第76期の期首から適用しており、第75期については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
 2. 第78期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第77期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた後の数値となっております。

事業報告

(6) 重要な子会社の状況 (2024年3月31日現在)

会社名	本店所在地	資本金	出資比率	主要な事業内容
ハウス食品株式会社	大阪府	百万円 2,000	% 100.00	カレー、シチュー、スパイスなどの製造・販売
ハウスウェルネスフーズ株式会社	兵庫県	百万円 100	100.00	健康食品、飲料などの製造・販売
株式会社壱番屋	愛知県	百万円 1,503	51.00	レストランの企画・運営
ハウスギャバン株式会社	東京都	百万円 490	100.00	食品および香辛料、調味料の製造加工ならびに販売
株式会社ヴォークス・トレーディング	東京都	百万円 500	86.28	農産物、食品などの輸出入・販売
株式会社デリカシェフ	埼玉県	百万円 60	100.00	総菜、焼成パン、デザート等の製造・販売
ハウスフーズホールディングUSA社	米国	百万米ドル 187	100.00	米国子会社の統括
ハウスフーズアメリカ社	米国	百万米ドル 2	※100.00	大豆関連製品の製造・販売および当社グループ製品の輸入販売
キーストーンナチュラルホールディングス社	米国	百万米ドル 19	※100.00	豆腐および肉代替製品などのプラントベースドフード製品事業の統括
ネイチャーソイ社	米国	百万米ドル 23	※100.00	豆腐および肉代替製品などのプラントベースドフード製品の製造・販売
ハウス食品（中国）投資社	中国	百万中国元 611	100.00	香辛調味食品の販売・当社グループ製品の輸入販売および中国事業の統括
ハウス食品グループアジアパシフィック社	タイ	百万バーツ 1,132	100.00	アセアン機能性飲料事業の経営統括
ハウスオソサファフーズ社	タイ	百万バーツ 167	※60.00	加工食品、飲料の製造・販売
台湾ハウス食品社	台湾	百万台湾元 29	100.00	当社グループ製品の輸入販売

- (注) 1. 当社の連結子会社は上記の重要な子会社14社を含む44社、持分法適用会社は4社であります。
2. ※印は、間接保有による持分を含む比率であります。

2. 会社の株式に関する事項 (2024年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 391,500,000株
- (2) 発行済株式の総数 100,750,620株 (自己株式3,870,800株を含む。)
- (3) 株主数 72,388名
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ハ ウ ス 興 産 株 式 会 社	10,711,116株	11.06%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	8,836,100株	9.12%
株 式 会 社 H K L	7,908,100株	8.16%
公益財団法人浦上食品・食文化振興財団	2,900,218株	2.99%
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,201,027株	2.27%
ハ ウ ス 恒 心 会	2,098,301株	2.17%
浦 上 節 子	1,869,569株	1.93%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	1,844,810株	1.90%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	1,803,100株	1.86%
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	1,750,000株	1.81%

(注) 持株比率は、自己株式 (3,870,800株) を控除して算出しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取 締 役 (監査等委員である取締役を除く。)	8,637株	7名

(注) 当社の株式報酬の内容は、「3. (2) 取締役の報酬等の額」に記載のとおりであります。

事業報告

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2023年11月14日付の会社法第370条および当社定款の規定に基づく取締役会の決議に替わる書面決議により、自己株式の取得およびその具体的な取得方法として自己株式の公開買付けを行うことを決議し、次のとおり取得いたしました。

取得した株式の総数 : 666,400株

株式の取得価額の総額 : 1,999,866,400円

取得期間 : 2023年11月15日から2023年12月13日まで

【ご参考】 政策保有株式に関する事項

第七次中期計画において20%縮減（2021年3月末比）を計画していたことに対し、政策保有株式12銘柄の全部または一部を売却し24.4%の縮減を達成いたしました。さらに、2024年4月よりスタートした第八次中期計画では3年間で30%縮減（2024年3月末比）を計画しております。

なお、個別の保有状況につきましては、毎年取締役会に報告し、円滑な取引関係維持などの定性的観点と、含み損益や配当金額などの定量的観点の両面で検証したうえで、総合的に保有の是非や保有規模を検討しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	浦 上 博 史	経営企画部担当 全日本カレー工業協同組合 副理事長 公益社団法人日本缶詰びん詰レトルト食品協会 会長 株式会社H K L 代表取締役社長 ハウス興産株式会社 専務取締役
専務取締役	広 浦 康 勝	デジタル戦略本部長兼国内関係会社事業推進部担当
専務取締役	大 澤 善 行	管理本部長兼秘書部担当
常務取締役	川 崎 浩 太 郎	ハウス食品株式会社 代表取締役社長
取 締 役	宮 奥 美 行	研究開発本部長兼品質保証統括部・グループ調達部・GOTスパイスバリチェーンプロジェクト・グループ生産戦略推進プロジェクト担当
取 締 役	山 口 竜 巳	国際事業本部長
取 締 役	佐 久 間 淳	コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当 株式会社壺番屋 取締役
取 締 役 (監査等委員・常勤)	久 保 田 恒 夫	ハウス食品株式会社 監査役
取 締 役 (監査等委員)	蒲 野 宏 之	蒲野総合法律事務所 代表弁護士 日本碍子株式会社 社外取締役 株式会社スパンクリートコーポレーション 社外取締役
取 締 役 (監査等委員)	藤 井 順 輔	—
取 締 役 (監査等委員)	岡 島 敦 子	大東港運株式会社 社外取締役 株式会社極洋 非常勤顧問
取 締 役 (監査等委員)	関 根 福 一	住友大阪セメント株式会社 取締役会長

事業報告

- (注) 1. 当社監査等委員会は、情報収集の充実と、内部監査部門等との十分な連携を通じた監査・監督機能強化のため、久保田恒夫氏を常勤の取締役（監査等委員）に選定しております。
2. 取締役（監査等委員）蒲野宏之、藤井順輔、岡島敦子、関根福一の4氏は、社外取締役であります。
3. 取締役（監査等委員）蒲野宏之、藤井順輔、岡島敦子、関根福一の4氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
4. 当事業年度中の取締役の重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
宮 奥 美 行	—	株式会社ヴォークス・トレーディング 取締役	2024年3月28日

5. 当事業年度末日後の取締役の地位および担当ならびに重要な兼職の異動は、次のとおりであります。

氏名	新	旧	異動年月日
広 浦 康 勝	スパイスバリューチェーン調達・生産戦略本部管掌	デジタル戦略部長兼国内関係会社事業推進部担当	2024年4月1日
大 澤 善 行	代表取締役専務	専務取締役	2024年4月1日
宮 奥 美 行	国際事業本部長	研究開発本部長兼品質保証統括部・グループ調達部・GOTスパイスバリューチェーンプロジェクト・グループ生産戦略推進プロジェクト担当	2024年4月1日
山 口 竜 巳	研究開発本部長兼品質保証統括部・新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当	国際事業本部長	2024年4月1日
佐 久 間 淳	コーポレートコミュニケーション本部長兼デジタル戦略本部・国内関係会社事業推進部担当	コーポレートコミュニケーション本部長兼新規事業開発部・アグリビジネス推進部担当	2024年4月1日

(2) 取締役の報酬等の額

- ①取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

a. 基本方針

取締役の報酬等に係る制度ならびに取締役の報酬等の額またはその算定方法の基本的な考え方は、次のとおりです。

- ・企業価値向上と持続的成長に向けた動機づけとなり、グループ理念実現に向け、中期計画達成の意欲を喚起すること
- ・企業規模や社会的責任に照らし、役位ごとの役割や責任に相応しいものであること
- ・報酬決定の手続きに客観性と透明性が担保されていること

b. 報酬等の決定方法

取締役の報酬等に係る制度ならびに取締役の報酬等の額またはその算定方法は、報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。

c. 報酬等の構成ならびに報酬等の額またはその算定方法、報酬等を与える時期または条件等の決定方針

取締役の報酬は、月例報酬・単年度業績連動報酬（短期インセンティブ）・譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）から構成しております。

(イ) 月例報酬

役位別に定める水準に、グループ会社の取締役を兼務する場合など役割に応じて報酬を加算して、毎月固定報酬を支払う方針としております。

(ロ) 単年度業績連動報酬（短期インセンティブ）

単年度業績連動報酬は、単年度の当社グループまたは担当事業会社の会社業績および個人業績を評価する指標を定め、着実な達成を促すインセンティブとなる報酬として、事業年度終了後に各業績に応じて報酬を支払う方針としております。

(ハ) 譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）

取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、取締役と株主のみならずとの一層の価値共有を進めることを目的とした報酬として、役位・役割に応じて譲渡制限付株式報酬を支払う方針としております。

取締役は、当社より支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式を受けます。譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までとしております。なお、取締役への具体的な支給時期および配分については、定時株主総会の日から1カ月以内に取締役会において決定いたします。譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の1株当たりの払込金額は、取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、取締役に特に有利とならない範囲において取締役会において決定いたします。

なお、当社は、譲渡制限期間中に、譲渡制限付株式の割当てを受けた取締役が、法令違反その他の当社取締役会が定める事由に該当する場合に、当該株式の全部または一部を当然に無償で取得することができることといたします。

d. 報酬等の割合の決定方針

単年度業績連動報酬（短期インセンティブ）および譲渡制限付株式報酬（長期インセンティブ）が企業価値向上のためのインセンティブとして機能することを目的に支給割合を決定する方針とし、報酬諮問委員会による世間動向の確認や報酬水準の比較・検証などを踏まえたうえで、取締役会で取締役の報酬に占める割合を月例報酬70%、単年度業績連動報酬20%、譲渡制限付株式報酬10%とすることを決定しております。

事業報告

<取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬構成概要>

報酬の種類		評価指標・支給方法等		報酬に占める割合
固定報酬		役位別に定めた水準に役割に応じて報酬を加算し、月例報酬として支給		70%
業績連動報酬	短期インセンティブ	会社業績評価	取締役会にて決定した指標を基準とし、単期単位の当社グループまたは担当事業会社の当該指標の達成度を評価し賞与として支給	20%
		個人業績評価	取締役ごとに設定した目標達成度を評価指標とし、賞与として支給	
	長期インセンティブ	企業価値の持続的な向上を図るインセンティブの付与とともに、取締役と株主のみなさまとの一層の価値共有を進めることを目的に、譲渡制限期間を交付日から取締役退任日までとする譲渡制限付株式報酬を支給		10%

②取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬等に関する事項

会社業績評価については、報酬諮問委員会での審議を踏まえたうえで、取締役会にて決定した指標を基準としており、単年度単位で当社グループまたは担当事業会社の当該指標の達成度を評価しております。また、個人業績評価においては取締役ごとに設定した目標達成度を評価指標としております。目標設定にあたっては、中期計画と連動を図るため、業績マネジメントの仕組みを用いております。中期計画達成のために、各役員の管掌範囲で必要なテーマ・取組みについて、非財務面の項目を含めた幅広い視点で目標設定しております。また、取組み領域（社内・社外）や時間軸（長期・中期・短期）などの面で、バランスのとれた目標となるよう運用しております。この二つの評価指標に基づき賞与を70%から130%の範囲で変動させる仕組みとしております。さらに、業績に著しい変動が生じた場合は、その内容を報酬諮問委員会で審議し、賞与を0%から150%の範囲で変動させる仕組みとしております。

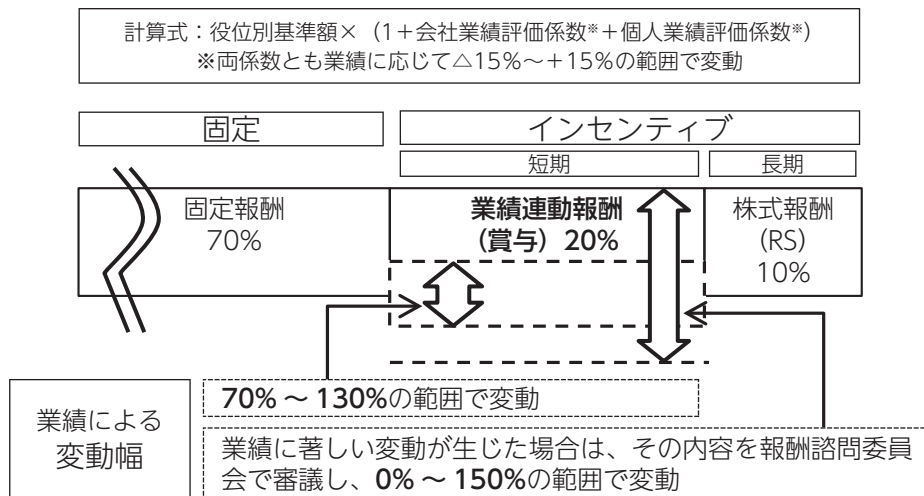
2024年3月期は、会社業績評価の基準として重視するEBITDAマージンを、取締役に対する会社業績評価の指標として選定しております。

当社の中期計画において、事業成長実現に向けて七次～八次中期計画では積極的な投資を実行することとしております。着実な投資実行を経営層に促すため、当中期計画期間については、EBITDAの達成状況を評価指標として会社業績評価を行います。

なお、当事業年度を含むEBITDAマージンの実績は「1. 【ご参考】当社が重視する経営指標」に記載のとおりであります。

<取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業績連動報酬の概要>

取締役会メンバーとしての経営全体のマネジメントについては主に会社業績で、各管掌範囲での経営執行の成果については主に個人業績で評価



③取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の決定方法および当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の報酬等に係る制度ならびに取締役の報酬等の額またはその算定方法は、独立社外取締役を委員長とし、委員の過半数を社外役員で構成する報酬諮問委員会での審議を踏まえて、取締役会で決定しております。

報酬諮問委員会は、原則として年3回開催しております。世間動向の確認を行ったうえで、報酬制度の検討・報酬水準に関する同規模会社との比較、検証などを行い、取締役会から諮問された事項である報酬制度、取締役の役位ごとの報酬水準、各取締役の報酬額を審議し答申していることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④監査等委員である取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

監査等委員である取締役の報酬等に係る制度および監査等委員である取締役の報酬等の額につきましては、監査等委員会からの諮問に基づき報酬諮問委員会で審議し、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

なお、監査等委員である取締役の報酬は固定報酬としております。

事業報告

⑤取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2021年6月25日開催の第75期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額400百万円以内、監査等委員である取締役の報酬等の額を年額150百万円以内、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬等の額を上記の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の範囲内で年額40百万円以内、譲渡制限付株式報酬制度により発行または処分される当社の普通株式の数の上限を年14,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は7名、監査等委員である取締役の員数は6名（うち社外取締役4名）であります。

⑥取締役の報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の総額	報 酬 等 の 種 類 別 の 総 額		
			月 例 報 酬 (固定報酬)	単 年 度 業 績 連 動 報 酬	譲 渡 制 限 付 株 式 報 酬
取締役（監査等委員である取締役を除く。） 〈うち社外取締役〉	8名 〈1〉	258百万円 〈1〉	173百万円 〈1〉	57百万円 〈1〉	28百万円 〈1〉
監査等委員である取締役 〈うち社外取締役〉	7名 〈5名〉	95百万円 〈72百万円〉	95百万円 〈72百万円〉	— 〈1〉	— 〈1〉
合 計	15名 〈5名〉	353百万円 〈72百万円〉	268百万円 〈72百万円〉	57百万円 〈1〉	28百万円 〈1〉

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 譲渡制限付株式報酬として交付した株式数および交付を受けた者の人数は「2. (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況」に記載のとおりであります。
 3. 当事業年度末の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名、監査等委員である取締役は5名（うち社外取締役4名）であります。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき重要な事項はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要
監査等委員である社外取締役	蒲野宏之	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度開催の取締役会14回および監査等委員会13回全てに出席しております。 ・弁護士として法律業務に長く従事している経験から、主に法的リスクへの対応やコンプライアンス体制について、客観的な立場で意見を述べております。 ・報酬諮問委員会の委員長として、取締役の報酬検討プロセスの客観性と透明性の向上に主導的な役割を果たし、指名諮問委員会の委員として、取締役の選任プロセスの客観性と透明性の向上に重要な役割を果たしております。
	藤井順輔	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度開催の取締役会14回および監査等委員会13回全てに出席しております。 ・株式会社三井住友銀行、株式会社三井住友フィナンシャルグループおよび株式会社日本総合研究所において企業経営に長く従事した経験から、当社グループの経営の方向性について、客観的な立場で意見を述べております。 ・指名諮問委員会の委員長として、取締役の選任プロセスの客観性と透明性の向上に主導的な役割を果たし、報酬諮問委員会の委員として、取締役の報酬検討プロセスの客観性と透明性の向上に重要な役割を果たしております。
	岡島敦子	<ul style="list-style-type: none"> ・当事業年度開催の取締役会14回および監査等委員会13回全てに出席しております。 ・農林水産省、厚生労働省、埼玉県副知事、内閣府、総務省などで行政に長く従事した経験から、企業運営全般について、客観的な立場で意見を述べております。 ・指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任および報酬検討プロセスの客観性と透明性の向上に重要な役割を果たしております。
	関根福一	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年6月27日就任以降の当事業年度開催の取締役会10回および監査等委員会10回全てに出席しております。 ・住友大阪セメント株式会社において企業経営に長く従事した経験から、当社グループの経営の方向性について、客観的な立場で意見を述べております。 ・指名諮問委員会および報酬諮問委員会の委員として、取締役の選任および報酬検討プロセスの客観性と透明性の向上に重要な役割を果たしております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	【ご参考】 前期	科目	当期	【ご参考】 前期
資産の部			負債の部		
流動資産	171,208	154,924	流動負債	65,777	56,654
現金及び預金	80,763	64,752	支払手形及び買掛金	22,032	20,506
受取手形及び売掛金	53,984	50,364	電子記録債務	2,229	1,563
有価証券	—	6,000	短期借入金	7,523	5,452
商品及び製品	18,465	17,006	リース債務	725	959
仕掛品	3,909	3,320	未払金	12,547	10,327
原材料及び貯蔵品	8,407	7,658	未払法人税等	4,183	2,320
その他	5,754	5,908	賞与引当金	546	490
貸倒引当金	△74	△83	役員賞与引当金	60	61
固定資産	260,393	241,986	株主優待引当金	108	99
有形固定資産	104,609	102,368	資産除去債務	19	10
建物及び構築物	38,737	34,336	その他	15,805	14,867
機械装置及び運搬具	23,085	20,316	固定負債	44,214	38,921
土地	30,513	30,334	長期借入金	193	161
リース資産	712	1,222	リース債務	3,885	4,080
建設仮勘定	5,636	10,209	長期未払金	139	181
その他	5,926	5,951	繰延税金負債	26,020	22,539
無形固定資産	55,821	54,187	退職給付に係る負債	7,620	6,074
のれん	9,754	7,745	資産除去債務	1,150	1,128
商標権	18,013	18,410	長期預り保証金	3,668	3,771
ソフトウェア	3,564	3,935	その他	1,539	987
契約関連無形資産	17,402	18,202	負債合計	109,992	95,575
顧客関連資産	4,633	4,609	純資産の部		
ソフトウェア仮勘定	1,083	502	株主資本	252,064	240,925
その他	1,373	785	資本金	9,948	9,948
投資その他の資産	99,963	85,431	資本剰余金	22,850	22,829
投資有価証券	65,690	59,108	利益剰余金	231,199	218,106
長期貸付金	11	8	自己株式	△11,933	△9,957
繰延税金資産	698	799	その他の包括利益累計額	40,145	31,359
長期預金	1,000	1,000	その他有価証券評価差額金	27,657	20,907
退職給付に係る資産	26,069	18,200	繰延ヘッジ損益	△55	△184
破産更生債権等	171	214	為替換算調整勘定	9,293	5,616
長期預け金	1,055	1,065	退職給付に係る調整累計額	3,250	5,021
その他	6,594	6,422	非支配株主持分	29,400	29,050
貸倒引当金	△1,325	△1,385	純資産合計	321,609	301,335
資産合計	431,601	396,910	負債純資産合計	431,601	396,910

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 当期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた後の数値となっております。

連結損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位: 百万円)

科目	当期	【ご参考】 前期
売上高	299,600	275,060
売上原価	190,644	177,157
売上総利益	108,956	97,904
販売費及び一般管理費	89,486	81,218
営業利益	19,470	16,686
営業外収益	2,781	2,846
受取利息及び配当金	1,218	1,074
持分法による投資利益	75	139
受取家賃	884	878
為替差益	23	110
補助金収入	—	247
その他	581	397
営業外費用	1,165	1,232
支払利息	177	297
賃貸費用	712	690
訴訟関連費用	14	49
その他	263	197
経常利益	21,085	18,300
特別利益	9,437	4,466
固定資産売却益	7	971
投資有価証券売却益	2,392	3,345
店舗売却益	35	143
退職給付制度改定益	6,988	—
その他	16	8
特別損失	3,247	1,451
固定資産売却損	20	57
固定資産除却損	398	248
投資有価証券売却損	—	1
投資有価証券評価損	294	321
会員権評価損	7	1
減損損失	2,523	785
その他	4	39
税金等調整前当期純利益	27,276	21,315
法人税、住民税及び事業税	6,995	6,138
法人税等調整額	1,113	△269
当期純利益	19,167	15,446
非支配株主に帰属する当期純利益	1,587	1,774
親会社株主に帰属する当期純利益	17,580	13,672

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

2. 当期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前期については、暫定的な会計処理の確定の内容を反映させた後の数値となっております。

【ご参考】

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) (単位: 百万円)

科目	当期	前期
営業活動によるキャッシュ・フロー	25,571	19,483
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,299	△21,467
財務活動によるキャッシュ・フロー	△7,382	△12,739
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,592	1,700
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	17,483	△13,023
現金及び現金同等物の期首残高	62,682	75,705
現金及び現金同等物の期末残高	80,165	62,682

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	当期	【ご参考】 前期	科目	当期	【ご参考】 前期
資産の部			負債の部		
流動資産	49,291	37,781	流動負債	31,929	25,476
現金及び預金	35,179	17,743	関係会社短期借入金	28,125	22,273
有価証券	—	6,000	未払金	2,467	2,650
貯蔵品	13	3	未払費用	4	224
短期貸付金	9,020	8,275	未払法人税等	193	55
立替金	1,352	1,541	預り金	26	28
その他	3,728	4,220	役員賞与引当金	57	55
固定資産	195,914	187,704	その他	1,057	192
有形固定資産	15,523	15,697	固定負債	17,948	10,427
建物	4,108	4,305	関係会社長期借入金	4,166	—
構築物	61	75	リース債務	41	26
機械及び装置	113	28	長期預り保証金	119	135
車両運搬具	1	2	長期未払金	71	71
工具、器具及び備品	322	368	繰延税金負債	12,408	9,627
土地	10,711	10,711	その他	1,143	568
リース資産	61	49	負債合計	49,878	35,904
建設仮勘定	147	161	純資産の部		
無形固定資産	1,403	922	株主資本	167,766	168,695
電話加入権	9	9	資本金	9,948	9,948
ソフトウェア	913	432	資本剰余金	23,817	23,815
その他	481	482	資本準備金	23,815	23,815
投資その他の資産	178,988	171,086	その他資本剰余金	1	—
投資有価証券	57,592	51,324	利益剰余金	145,934	144,888
関係会社株式	88,380	84,463	利益準備金	2,487	2,487
出資金	8	9	その他利益剰余金	143,447	142,401
関係会社出資金	11,417	11,438	固定資産圧縮積立金	384	402
長期貸付金	20,017	22,318	別途積立金	93,900	93,900
長期前払費用	13	13	繰越利益剰余金	49,163	48,099
差入保証金	598	601	自己株式	△11,933	△9,957
長期預金	1,000	1,000	評価・換算差額等	27,562	20,887
長期預け金	1,055	1,065	その他有価証券評価差額金	27,562	20,887
その他	74	38	純資産合計	195,327	189,581
貸倒引当金	△1,166	△1,184	負債純資産合計	245,205	225,485
資産合計	245,205	225,485			

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

損益計算書 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

科目	当期	【ご参考】 前期
営業収益	16,506	16,271
営業費用	13,371	12,362
営業利益	3,135	3,909
営業外収益	956	928
受取利息及び配当金	886	827
為替差益	—	53
その他	71	48
営業外費用	246	249
支払利息	145	240
為替差損	36	—
その他	65	9
経常利益	3,845	4,588
特別利益	2,402	3,331
投資有価証券売却益	2,392	3,323
その他	10	8
特別損失	347	377
固定資産除却損	6	20
投資有価証券売却損	—	1
投資有価証券評価損	294	321
関係会社株式評価損	—	10
関係会社出資金評価損	21	25
減損損失	4	—
その他	21	1
税引前当期純利益	5,900	7,542
法人税、住民税及び事業税	420	746
法人税等調整額	△53	9
当期純利益	5,533	6,787

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

ハウス食品グループ本社株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 秀樹

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ハウス食品グループ本社株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ハウス食品グループ本社株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2024年5月13日

ハウス食品グループ本社株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ 大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高崎 充弘

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 安田 秀樹

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ハウス食品グループ本社株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告書

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第78期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見表明を行い、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

ハウス食品グループ本社株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 久保田 恒夫 ㊟

監査等委員 蒲野 宏之 ㊟

監査等委員 藤井 順輔 ㊟

監査等委員 岡島 敦子 ㊟

監査等委員 関根 福一 ㊟

(注) 監査等委員蒲野宏之、藤井順輔、岡島敦子および関根福一は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内

会場

大阪府大阪市北区中之島5丁目3番68号
リーガロイヤルホテル
3階 光琳の間
電話 (06) 6448-1121

交通のご案内

〈京阪電車〉中之島線
中之島駅 下車 3番出口直結

〈JR〉大阪環状線
福島駅 下車 徒歩約12分

〈JR〉東西線
新福島駅 下車 2番出口より徒歩約11分

〈阪神電車〉阪神本線
福島駅 下車 西3番出口より徒歩約11分

〈大阪メトロ〉四つ橋線
肥後橋駅 下車 4番出口より徒歩約15分

※大阪駅から、ホテル行きのシャトルバスがござ
いますが、混雑する場合がありますので、公共
交通機関のご利用をおすすめいたします。



○ご出席の株主さまへのお土産、休憩室および飲料のご用意はございません。

ハウス食品グループ本社株式会社

<https://housefoods-group.com/>

